

新しい時代の高等学校教育の実現 に向けた制度改革について

令和3年4月21日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

1.

高等学校改革の全体像

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

2.

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

1. 高等学校改革の全体像

平成31年4月 中央教育審議会諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方について」

- (諮問事項)
1. 新時代に対応した義務教育の在り方
 - 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方**
 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方
 4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

中央教育審議会

初等中等教育分科会

新しい時代の初等中等教育の
在り方特別部会

新しい時代の高等学校教育の
在り方ワーキンググループ

令和2年11月

◆新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）

～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～

令和3年1月

◆中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和3年2月

◆通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）

第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- 遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組み合わせによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【1. 各学科に共通して取り組むべき方策】

(1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成

- 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供

(2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
- 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効

(3) 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）

- 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義

(4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定

- 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表

(5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

- 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

(1) 普通科改革

- 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

【学際的な学びに重点的に取り組む学科】

- …SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成
- …国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

【地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科】

- …地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成
- …地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

【その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科】 …上記2学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

(2) 専門学科改革

- 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実践
- 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

(3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方

- 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

【1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

- 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

【2. 高等学校通信教育の質保証方策】

(1) 教育課程の編成・実施の適正化

- 各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
- 面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

(2) サテライト施設の教育水準の確保

- 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

(3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

(4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
- 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け。ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) **高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

◆ **学校間連携制度の対象拡大** ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行

◆ **単位制課程における教育課程の情報の公表** ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

1. 高等学校改革の方向性 ～高等学校教育を取り巻く現状と課題認識～

高校進学率 = 約99%

- ✓ 多様な入学動機や進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒
- ✓ 特別な支援を要する生徒や日本語指導を必要とする生徒
- ✓ 高校生の学習意欲の低下
- ✓ 選挙権年齢・成年年齢の引下げ＝一人の「大人」としての振る舞いが期待

「非連続的」な社会経済の変化＝予測困難な時代

- ✓ Society5.0の到来
- ✓ ライフコースや価値観の変化・多様化
- ✓ 人口減少の加速化・高齢化の進行
- ✓ 人生100年時代

生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための教育活動

共通性の確保 全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける

多様性への対応 一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす

▶ 卒業後の大学等において学びを深めたり、
実社会で様々な課題に接したりする際に必要となる力を身に付けるための学習

1. 高等学校改革の方向性 ～中教審高校WG審議まとめ「はじめに」より～

- ✓ 本審議まとめは、・・・（略）・・・、生徒一人一人が自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることを後押しするために、**「生徒を主語にした」高等学校教育を実現**するべく、**全ての高等学校における特色・魅力ある教育の実現に向けた方向性**を示すものである。
- ✓ これからの高等学校には、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、**全ての高校生が共通して身に付けるべき資質・能力を土台として確実に育成**した上で、**生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現**することによって、内発的な学びの動機付けや、自己理解の推進、将来のキャリアを展望する基盤の形成を促すことが期待される。
- ✓ 高等学校の特色化・魅力化の推進に当たっては、高等学校や設置者のみならず、**地元市町村や義務教育・大学教育の関係者、高校生の保護者等においても、本審議まとめで示された理念や取組について共通認識を持って取り組むことを期待**したい。
- ✓ 高校生の現状の一つとして、その学習意欲に目を向けると、全体的な傾向として、**学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下**している。高等学校においては、初等中等教育段階最後の教育機関として、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性及び能力を最大限に伸ばしながら、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められている。このため、**高等学校における教育活動を、高校生を中心に据えることを改めて確認し、その学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸ばすためのものへと転換**することが急務である。すなわち、これからの各高等学校には、それぞれの高等学校において**特色・魅力ある教育を行い、生徒一人一人が主体的に学びに取り組むことを支援**していくことが求められる。

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

2. (1) 各高等学校に期待される社会的役割の再定義

■ 背景

- ✓ 各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
- ✓ しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

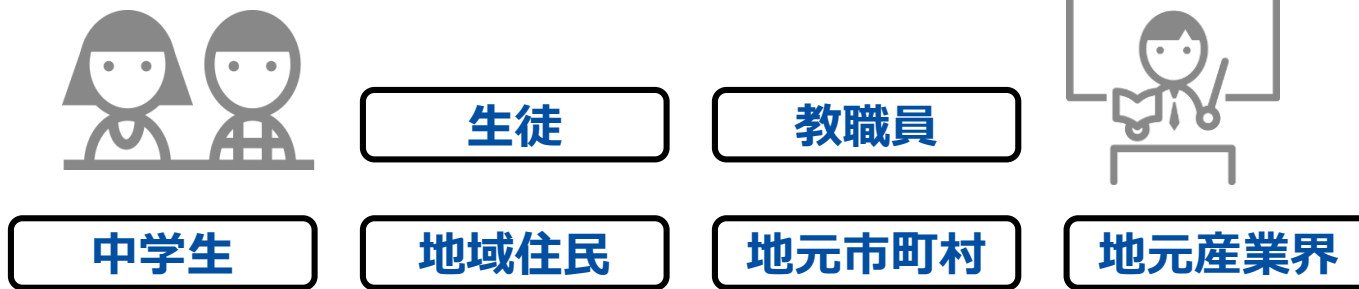
社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

- ✓ **各高校の存在意義**
- ✓ **期待される社会的役割**
- ✓ **目指すべき高等学校像**

高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）

- ✓ 生徒の状況・意向・期待
- ✓ 現在の社会・地域の実情
- ✓ 学校の歴史・伝統
- ✓ 将来の社会像・地域像

高等学校の役割・理念を
分かりやすく提示



- ✓ 中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

2. (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

社会的役割等の再定義について

- 1 高等学校に期待される社会的役割等の再定義及び三つの方針の策定・公表について
 - (1) 各設置者においては、その設置する高等学校が三つの方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等(いわゆる「スクール・ミッション」。)を再定義することが望まれること。その際、以下の事項について留意すること。
 - ① 当該社会的役割等は、在籍する生徒及び教職員その他の学校内外の関係者に対して分かりやすく当該高等学校の役割や教育理念を示すものとなるよう再定義することが望ましいこと。その際、各高等学校間のいわゆる学力差を固定化・強化するものとならないように十分配慮すること。
 - ② 当該社会的役割等の再定義は、各地域や高等学校の実情等を踏まえ、各設置者において適切な時機を捉えて行うことが望まれること。
 - ③ 当該社会的役割等の策定単位は、高等学校全体とすることが基本であるが、当該高等学校の一体的な運営に配慮しながら学科並びに全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程を策定単位にすることも考えられること。

(「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」第2 留意事項より)

2. (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

社会的役割等の再定義の時期

Q. 高等学校の設置者においては、いつまでに各高等学校に期待される社会的役割等を再定義することが求められますか。

A. 各高等学校に期待される社会的役割等を再定義する時期については、**各設置者において適切に判断されるべきもの**です。各高等学校に期待される社会的役割等と各高等学校が策定する三つの方針との関係性を踏まえると、**各高等学校に期待される社会的役割等の再定義を先行して行うことが望ましいですが、必ずしもその先後は問わないもの**と考えられます。例えば公立高等学校においては、各設置者の定める教育振興基本計画や高等学校に関する各種計画・方針等の策定及び見直し等に合わせて実施することなども考えられます。

社会的役割等の再定義の期間

Q. 各高等学校に期待される社会的役割等については、一定の期間ごとに見直しを行うことが必要となりますか。

A. 各高等学校に期待される社会的役割等については、社会・地域の現状のみならず将来像を踏まえて再定義することを踏まえると、**毎年度あるいは校長の異動とともに変更されるものではない**と考えられます。一方で、高等学校を取り巻く社会や地域の実情を踏まえて見直しを行うことも重要であり、**例えば一定の中長期の年限ごとに適宜見直しを図ることも考えられます**。

2. (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

再定義にあたっての市区町村との連携

Q. 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義にあたって、高等学校の立地する市区町村等とどのように連携すればよいでしょうか。

A. 公立高等学校においては、地元自治体をはじめとする地域社会の関係機関との丁寧な意見交換を通じて、地域における高等学校の在り方に関する検討を行うことが望まれるところです。学校運営協議会を設置している高等学校に関しては、各高等学校に期待される社会的役割等の再定義を学校運営協議会において協議を行うことが重要

中山間地域や離島に立地する高等学校の再定義

Q. 中山間地域や離島等に立地する高等学校などは、域内の中学生の多様な学習ニーズに応じた多くの役割を担う必要がありますが、そうした高等学校についても社会的役割等の再定義が求められるのですか。

A. 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義にあたっては、必ずしも特定の教育活動に特化することを求めるものではありません。そうした高等学校については、多様な学習ニーズを包摂することを旨とするような社会的役割等の再定義を行うことが考えられます。

2. (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

私立高等学校における社会的役割等の再定義

Q. 私立高等学校では、既に建学の精神の下に高等学校の教育活動が行われていますが、そうした私立高等学校についても社会的役割等の再定義が求められるのですか。

A. 私立高等学校においては、建学の精神等を基盤としつつ、当該高等学校を取り巻く環境の変化や在学する生徒の状況等を踏まえて建学の精神等の意義を再確認することや、それらに新たな解釈を加えること等も、各高等学校に期待される社会的役割等の再定義の具体的な方策として考えられるものであり、既に建学の精神等を定めている私立学校についても、こうした対応が求められます。

※いずれも、施行通知別添7 Q&Aより

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」(スクール・ポリシー)の策定・公表(学校教育法施行規則の改正)

- ✓ **高等学校教育の入口から出口までの教育活動**を一貫した体系的なものへと再構成
- ✓ 各高等学校教育の**継続性を担保**

▶ 特色・魅力ある教育の実現に向けた**整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表**

第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

- ✓ 各高等学校における**育成を目指す資質・能力を明確化・具体化**
- ✓ **カリキュラム・マネジメント**を通じて、学校全体の教育活動の**組織的・計画的な改善**へと結実
- ✓ スクール・ポリシーを基準にして、**高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化**
- ✓ **学校評価**において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

- ✓ 生徒や入学希望者の**学習意欲を喚起**し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容
- ✓ 日常的に参照可能なよう、総花的なものとなせず**真に重点的に取り組む内容**を示す指針
- ✓ スクール・ポリシーについても**日々の教育活動の検証等を通じた見直し**

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

- ✓ 各高等学校に期待される社会的役割等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となるもの

| 関係者 | 意義・効果 |
|-------|---|
| 生徒 | 同方針に表れた資質・能力を身に付けることが <u>高等学校生活の目標の一つ</u> （卒業時の姿から逆算して日々の授業等への取組 大学入学者選抜や就職活動における自身に関する説明に活用可能） |
| 教職員 | 同方針に表された資質・能力を育成することを <u>日々の教育活動の最終的な目標</u> として、年間指導計画の策定や日々の授業の実施・改善 |
| 設置者 | 同方針に基づく各高等学校の取組状況を踏まえて、 <u>予算・人事上の措置</u> や <u>指導主事の派遣</u> などの支援 |
| 入学希望者 | 明確化された卒業時の姿を <u>学校選択時の参考情報</u> として活用 |
| 関係機関 | 明確化された各高等学校が育成を目指す資質・能力を踏まえて、 <u>相互のコミュニケーションを円滑化</u> |

- ✓ 授業改善等に活用できるよう、一定の具体性をもった内容とすることが必要
 （その際、定量的なものというよりも、定性的な目標として記載されることに留意）
- ✓ 各教科・科目の単位修得と離れて独自の卒業要件となるのではない点に留意

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- ✓ 育成を目指す資質・能力に関する方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針となるもの

| 関係者 | 意義・効果 |
|-------|---|
| 生徒 | 同方針の内容を踏まえて、卒業までの学習の道筋を捉える |
| 教職員 | 同方針に基づいて教育課程全体の体系化や各教科・科目の意味付け一貫した方針の下で <u>年間指導計画の策定</u> や <u>日々の授業の実施・改善</u> 等 |
| 設置者 | 同方針に基づく各高等学校の取組状況を踏まえて、 <u>予算・人事上の措置や指導主事の派遣などの支援</u> |
| 入学希望者 | 教育活動の基本的な方針を <u>学校選択時の参考情報</u> として活用 |
| 関係機関 | 各高等学校の教育内容に関する方針が共有されることで <u>相互のコミュニケーションが円滑化</u> |

- ✓ 同方針はカリキュラム・マネジメントの基盤。教育課程の編成という計画段階の方針にとどまらず、教育課程の実施や、教育課程の評価に当たって参照されるもの
- ✓ 新学習指導要領において重要視される「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」を意識して策定

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

- ✓ 各高等学校に期待される社会的役割等や、育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となるもの。

| 関係者 | 意義・効果 |
|---------|-------------------------------------|
| 入学希望者 | <u>学校選択時の判断基準</u> や <u>入学に向けた目標</u> |
| 中学校の教職員 | <u>進路指導に当たる上での参照情報</u> |

- ✓ 一覧性を高める観点から、同方針の公表を各高等学校がそれぞれに行うだけでなく、都道府県教育委員会のホームページ等で一元的に公表するなどの工夫
- ✓ 育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、これら方針に基づく教育を受ける生徒に対するメッセージとしてふさわしい内容
- ✓ 生徒の資質・能力は可塑性に富むものであることから、入学時において求められる資質・能力を余りに厳格に定めることによって、学ぶ意欲を持った生徒に対して高等学校教育の門戸を閉ざすこととなってはならない

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

三つの方針の策定単位

- ✓ 三つの方針の策定単位は、教育課程編成の基本的単位である学科又は課程とすることが基本であること。ただし、複数の学科や課程をまとめて策定単位とすることや、当該高等学校全体を策定単位にすることも妨げられないこと。また、三つの方針の運用上の名称は各設置者及び各高等学校において定めることが可能であること。

(施行通知 第2 留意事項より)

三つの方針の策定方法

Q. 三つの方針の策定に当たって、在学する生徒や関係者が参画して検討するためにはどのような方法をとることが適当ですか。

A. 三つの方針の策定過程については高校ワーキンググループ審議まとめ別紙2に示された「高等学校におけるスクール・ポリシーの策定手順の例」も参照しつつ、各設置者及び各高等学校において適切に判断されるべきものです。なお、学校運営協議会を設置している高等学校においては、三つの方針の策定について学校運営協議会において協議を行うことが重要です。

Q. 各高等学校における三つの方針においては数値目標を定めることが求められるのですか。

A. 三つの方針の内容については各高等学校において適切に判断されるものですが、高校ワーキンググループ審議まとめにおいて「育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）は、[中略] 定量的なものというよりも、定性的な目標として記載されることに留意が必要である。」と指摘されていることも踏まえて策定することが必要です。

(施行通知 別添7 Q&Aより)

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

三つの方針の策定による教育活動の改善

- ✓ **各高等学校においては、策定した三つの方針を起点としたカリキュラム・マネジメント**を行い、各教育活動が組織的かつ計画的に実施され、改善が図られることや、教育活動や業務内容の重点化等が図られることが強く期待されること。**各設置者においては、各高等学校における三つの方針の効果的な策定及び運用を推進するための指導及び助言並びに支援が期待**されること。

(施行通知 第2 留意事項より)

Q. 各高等学校における三つの方針と学校評価における重点目標や評価項目とはどのような関係にありますか。

A. 育成を目指す資質・能力に関する方針において示された資質・能力の育成が果たされているか、教育課程の編成及び実施に関する方針にのっとった取組がなされているのかなどを確認し、教育活動の改善につなげることが重要です。このため**学校評価に際しても三つの方針と関連させた重点目標を設定したうえで、その達成に向けた具体的な取組等を評価項目として設定し、その評価等を行うこと**が考えられます。なお、評価項目やその達成状況を把握するための指標等の設定に当たっては、設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能な程度に精選することが必要です。

(施行通知 別添7 Q & Aより)

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

導入時期・期間

○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年文部科学省令第14号)(抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。(以下略)

第三条 新規則第百三条の二(同条第一号及び第二号の規定を新規則第百十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、高等学校の設置者が、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認める場合には、高等学校は、同条各号に掲げる方針を定め、公表することを要しない。

Q. 改正省令附則第3条における「特別の事情」及び「教育上支障がない」とは具体的にどのような事情が想定されますか。

A. 改正省令附則第3条における「特別の事情」とは、三つの方針の趣旨目的を踏まえ、また、形式的ではなく内容の伴う記述であるよう検討するに当たって、各高等学校の検討状況を勘案したときに、当該高等学校における検討期間が十分に確保できない場合等の事情が想定されます。また、同条における「教育上支障がない」とは、各高等学校における教育目標等が各教育活動との関連において相当程度に明確に定められており、教育活動の組織的かつ計画的な実施、改善及び重点化等が実施されることが可能である場合が想定されます。

(施行通知 別添7 Q&Aより)

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」の対象期間等

Q. 各高等学校における三つの方針の策定が、各設置者における高等学校に期待される社会的役割等の再定義に先行して行われる場合、何に基づいて三つの方針を策定すればよいですか。

A. 各高等学校における三つの方針の策定が期待される社会的役割等の再定義に先行する場合には、各設置者の定める教育振興基本計画や高等学校に関する各種計画・方針等を踏まえて策定することが考えられます。

Q. 各高等学校における三つの方針の対象期間をどのように定めればよいですか。

A. 三つの方針の対象期間は、各高等学校や地域の実情を踏まえて各設置者や各高等学校において適切に判断されるべきものです。同一設置者内においても、高等学校ごとに対象期間を異ならせることも可能ですし、各設置者の判断により教育振興基本計画等の期間と連動させて設置する全ての高等学校の三つの方針の対象期間を同一のものとすることも可能です。また、学校評価における目標・指標の見直しの期間と連動させることも考えられます。

(施行通知 別添7 Q&Aより)

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

中等教育学校後期課程の扱い

○学校教育法施行規則(抄)

第百十三条 [略]

2 [略]

3 第八十一条、第八十八条の三、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条の二まで、第一百条第二項、第一百条、第一百零一条第一項、第一百零二条の二(第三号を除く。)及び第一百零四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。(以下略)

- ✓ 中等教育学校の後期課程においては、生徒がその前期課程修了後に同一の学校内で進級するという性質を有するものであるため、入学者の受入れに関する方針を定めることは改正省令において定められていないこと。一方で、前期課程の生徒に対して、後期課程への進級時に期待される生徒像を示すことも各中等教育学校における指導上の工夫として考えられること。また、中等教育学校の後期課程だけでなく、前期課程から後期課程までを通した三つの方針を策定することも指導上の工夫として考えられること。

(施行通知 第2 留意事項より)

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」の策定プロセス（例）

- ✓ 各高等学校において以下の順で検討

①教育活動を通じてどのような資質・能力を
育むことを目指すのか : 育成を目指す資質・能力に関する方針

②そのために求められる教育課程を
編成・実施するための方針 : 教育課程の編成及び実施に関する方針

③当該高等学校の教育内容等を踏まえ、
入学時に期待される生徒像 : 入学者の受入れに関する方針

- ✓ **設置者が「三つの方針」の運用上の名称や具体的な策定方針、期間について検討**し、各高等学校における効果的な策定・運用を促進
- ✓ **校長がリーダーシップを発揮しながら、全教職員が当事者意識を持って参画**し、組織的かつ主体的に策定（≠一部の教職員だけの策定）
- ✓ 教職員をはじめとする関係者が「三つの方針」について**共有、理解、納得のプロセス**を経ていくことそのものにも大きな意義
- ✓ 各高等学校や地域の実情によって、**生徒や保護者、地域住民等の関係者が参画**して検討を進めることも重要

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」の策定プロセス（例）

(1) 「三つの方針」策定の中心となる組織の特定

- ・「三つの方針」の策定に当たっては校長がリーダーシップを発揮することが重要であり、組織的に対応していくことが求められる。「三つの方針」を策定することのみを目的として校内組織を立ち上げることは必ずしも要せず、既に置かれている校内組織の活用や、既存の校内組織の見直しを行いながら検討を進めることが想定される。

(2) 「三つの方針」策定に係るプロセス及びスケジュールの確定

- ・策定の中心となる組織を特定した後は、学校内外の調整を含めてどういった工程で策定・公表までの検討作業を進めるのかについて具体的に決めることが必要である。

(3) 「三つの方針」策定に当たって踏まえるべき情報の整理

- ・教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の関係法令、各高等学校に期待させる社会的役割等、学校教育目標、これまでの当該高等学校における取組、生徒の状況や進路希望、地域の実情等を整理し、教職員間で共有する。
- ・生徒の状況や地域の実情等については、生徒を対象としたアンケートや保護者アンケート、学校運営協議会の場でのやり取り等を通じて既に入手・整理されているものも含まれる。

(4) 「三つの方針」の案の作成及び教職員間での協議

- ・整理された関係情報を踏まえて、校内組織において育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の順に案を作成する。
- ・校内組織において作成された案を基に、職員会議等を活用して全教職員が参画可能な形で精査を行う。

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」の策定プロセス（例）

(5) 生徒や保護者等の学校外の関係者との対話

- ・ホームルーム活動や生徒会活動等の場において、学校教育の中心である生徒に対して「三つの方針」の案を提示し、生徒が自らの学校生活を振り返るとともに、学校生活を通じて身に付けたい資質・能力について主体的に考える機会を設ける。
- ・学校運営協議会等の組織において、地域住民や保護者等の学校外の関係者に対して「三つの方針」の案を示し、地域社会から学校に対する期待することや、学校教育活動を推進する上でどんな連携・協働が可能かなどについて話し合う機会を設ける。

(6) 「三つの方針」の策定

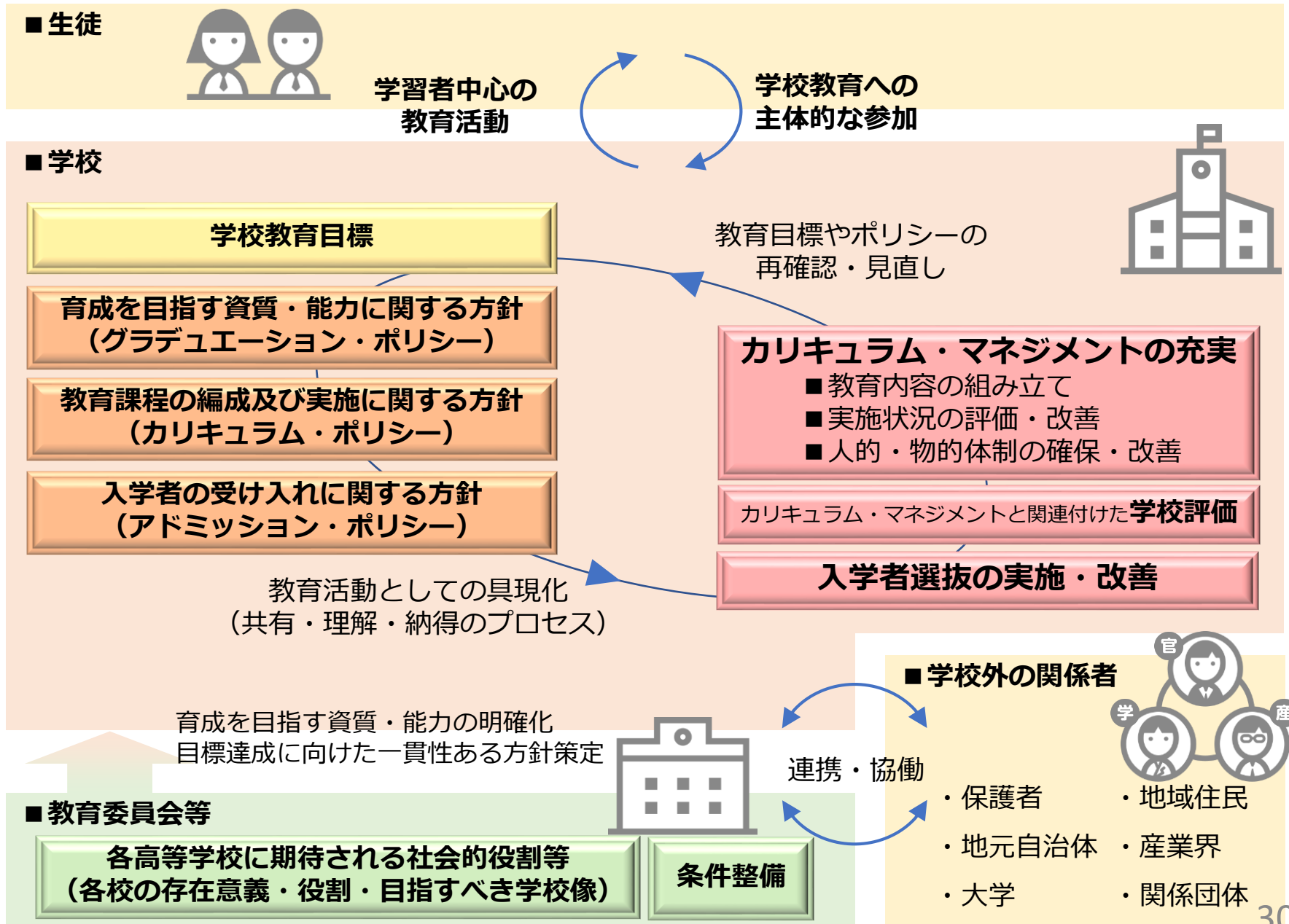
- ・生徒や学校外の関係者から聴取した意見を踏まえて、校内組織で再検討を加えた上で、最終的に校長が「三つの方針」を決定する。

(7) 「三つの方針」の再確認・見直し

- ・「三つの方針」策定後も、固定的に捉えるのではなく、絶えず振り返り、教育活動の評価や生徒の状況を踏まえて、必要に応じて「三つの方針」の見直しを行う。

中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ(審議まとめ)」より

各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」に基づく教育活動の実施・改善 (イメージ)



現在の社会・地域の実情

在籍する生徒の状況・意向・期待

将来の社会像・地域像

学校の歴史・伝統

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

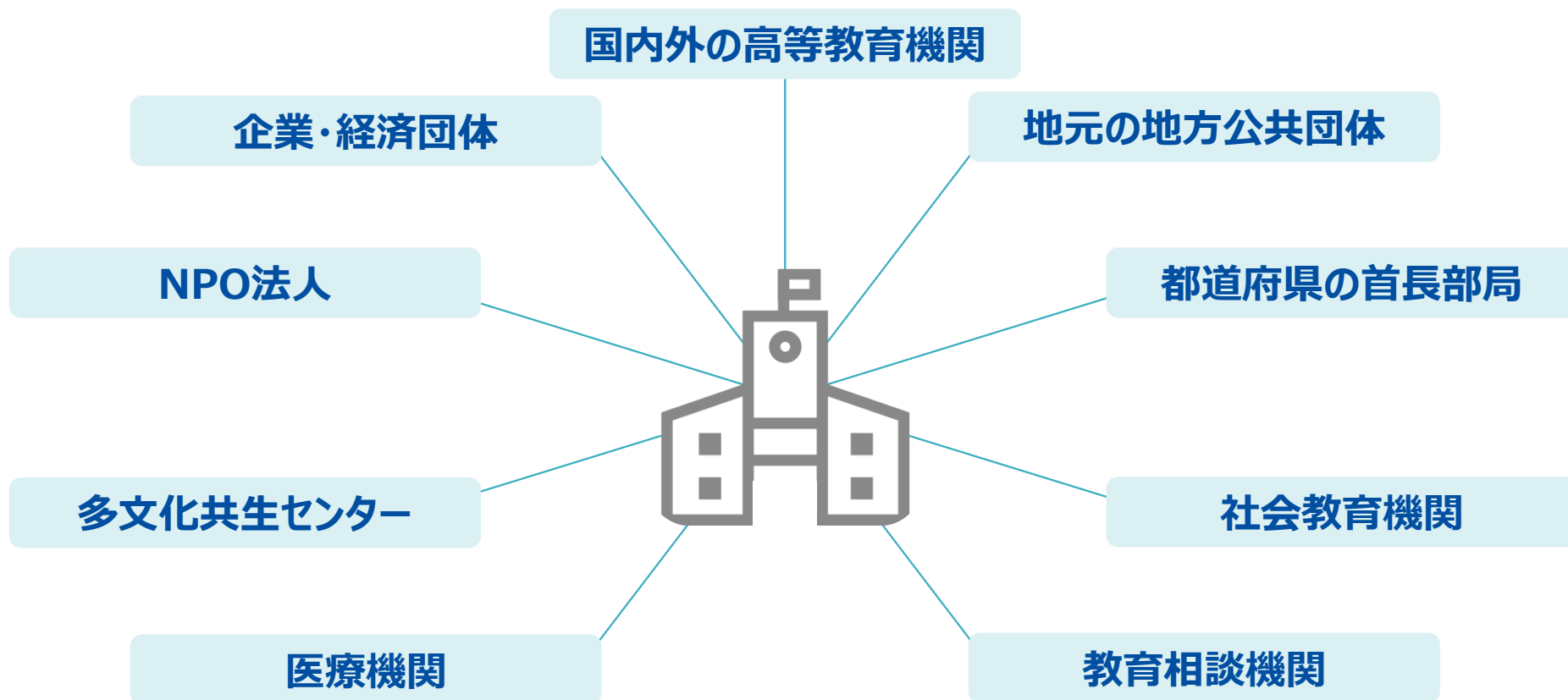
高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

2. (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ✓ 各高等学校においては、各高等学校が掲げるスクール・ミッションや各高等学校の実情等に基づき、教育活動を展開するための方策として、**地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と連携・協働することが求められる**。もとより、子供たちの資質・能力は学校だけで育まれるものではないことから、**一つの学校で全てを完結させるという「自前主義」から脱却し、関係機関にも開かれた教育活動を行い、社会とつながる多様な学びを実現する必要**がある。

(中央教育審議会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ「審議まとめ」より)



2. (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

関係機関等との連携協力体制の整備（学校教育法施行規則の改正）

（関係機関等との連携協力体制の整備）

第十九条 高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

連携協力体制の整備による教育活動

- ✓ 各高等学校において連携・協働を行う関係機関等を検討する際には、各高等学校の三つの方針等を踏まえ、特色・魅力ある教育を行うために必要な体制を整備する観点から検討を行うことが望まれること。
※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

Q. 関係機関等との連携協力体制を活用した教育活動その他の学校運営としては具体的にどのようなものが想定されますか。

A. 関係機関等との連携協力体制を活用した教育活動その他の学校運営としては、例えば、関係機関等におけるフィールドワークや、社会人講師を活用した指導、大学等の授業科目の先取り履修、関係機関等の職員による教職員研修等が考えられます。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」別添7より

2. (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

関係機関等との連絡調整

- ✓ 関係機関等との連携協力体制を整備するに当たっては、関係機関等との連絡調整業務を校務分掌として特定の教職員に担わせることが考えられるが、その場合であっても、当該担当教職員のみが関係機関等との連携協力体制の整備に関わるのではなく、校長及び管理職等のリーダーシップの下で組織的に対応することや、設置者による積極的な支援及び関与が必要であること。また、いわゆるコーディネーターを配置することを含め、教職員以外の者が関係機関等との連絡調整を担うことも考えられるが、その場合には、責任体制等を明確にする必要があること。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

Q. 関係機関等との連絡調整を担う者の業務内容として具体的にどのようなものが想定されますか。

A. 関係機関等との連絡調整を担う者の業務内容としては、例えば、外部人材の把握・整理、フィールドワークの企画・調整、学校外への活動広報等が考えられます。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」別添7より

※高等学校と関係機関等との連携協力については、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」第3章1. (5)において、各高等学校のスクール・ミッションや各学校の実情等に応じた取組例が示されているので、必要に応じて、ご参照いただきたい。

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

3. (1) 普通科改革等に関する制度改正の概要 (制度改正の背景)

学科数で5割以上、生徒数で7割以上を占める普通科

現状

- ✓ 「普通」の名称から生じる
一斉的・画一的な学びの印象

現状

- ✓ 多くの生徒がいわゆる文系・理系に分かれ、
特定の教科について十分に学習しない傾向

方策

- ✓ 各校のスクール・ミッション等に応じた
特色化・魅力化の推進
- ✓ 各校の取組の可視化・情報発信の強化
- ✓ 当該学科の特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とすることを可能化
- ✓ どのような学科を設置するかについては
現在の国際社会、国家、地域社会を
取り巻く環境や、高校生の多様な実態を
踏まえて各設置者が検討

方策

- ✓ 従来の文系・理系の類型分けは
普遍的なものではない
- ✓ 一人一人の生徒にとって将来のキャリア形成に必要となる科目の学習の機会が確保されない状況を改め、総合的な探究の時間を軸に教科等横断的な学びに取り組むなど、
生徒が多様な分野の学びに接することができるようにすることが重要

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

- ✓ **各高等学校の取組を可視化し、情報発信を強化するため、「普通教育を主とする学科」の種類を弾力化・大綱化する措置をとることが求められる。**
- ✓ **「普通教育を主とする学科」についても普通科以外の学科を設置可能とすることが適当**

学際領域に関する学科

- 現代的な諸課題のうち、**SDGsの実現**や**Society5.0の到来に伴う諸課題**に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

地域社会に関する学科

- 現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする**地域社会が抱える諸課題**に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

- その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科の法的位置づけ（高等学校設置基準の改正）

（学科の種類）

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

2・3 [略]

新たな学科の名称（高等学校設置基準の改正）

（学科の名称）

第六条の二 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百三条の二各号に掲げる方針（第十九条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

※新設する第6条の2は、新たな学科のみを対象とした規定ではなく、全ての学科に適用されるもの

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科の設置、規模、名称

- ✓ 設置基準第6条第1項に規定するその他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科については、第20条第1項に規定する学際領域に関する学科及び第21条第1項に規定する地域社会に関する学科が主として想定されるが、どのような学科を設置するかについては、各設置者において各地域や高等学校の実情等を踏まえて適切に判断すること。また、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科の両者の特徴を併せ持つ学科を設置することも可能であること。
- ✓ 設置基準第6条第1項に規定する「適当な規模及び内容」については、高等学校段階において普通教育として施す内容が指導要領の内容に照らし合わせて適当な教育内容となっているか、また、効果的な教育を行う上で適当な生徒定員となっているか等について、設置認可権者が適切に判断するものであること。
- ✓ 新学科の名称は、設置基準第6条の2の規定を踏まえつつ、学校外の関係者、とりわけ高等学校への進学を希望する中学生が当該学科における教育内容を容易に想起しうるものとすることが重要であること。なお、大学受験を目的としているかのような学科の名称は適切ではないこと。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

学際領域に関する学科（高等学校設置基準の改正）

（学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）

第二十条 普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科（（略））に関する科目を開設する学科（次項において「学際領域に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

2 学際領域に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

地域社会に関する学科（高等学校設置基準の改正）

（地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）

第二十一条 普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科（次項において「地域社会に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

2 地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科の教育活動の特徴

Q. 学際領域に関する学科においてはどのような教育活動が期待されますか。

A. 学際領域に関する学科においては、設置基準第20条及び指導要領第1章第2款の3の(2)のイに規定する各要件を満たした上で、社会的課題の分析や解決に資する学際的な学問分野に関する「見方・考え方」を働かせ、新たな学問領域における学術的知見等を活用することを通じて、将来の国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する知識及び技能の習得、それらの知識及び技能の活用に関わる思考力、判断力、表現力等の育成、また、自己の在り方生き方と国際社会及び日本社会のつながりを考えながら社会の持続的な発展に関わり、豊かな人生を切りひらくための学びに向かう力、人間性等の涵養を目指す学びを実現することが期待されます。

Q. 地域社会に関する学科においてはどのような教育活動が期待されますか。

A. 地域社会に関する学科においては、設置基準第21条及び指導要領第1章第2款の3の(2)のイに規定する各要件を満たした上で、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する学問分野に関する「見方・考え方」を働かせ、地域社会の関係者等のネットワークを活用した事例研究やフィールドワーク等を行うことを通じて、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能の習得、それらの知識及び技能の活用に関わる思考力、判断力、表現力等の育成、また、自己の在り方生き方と地域社会のつながりを考えながら地域社会の持続的な発展や価値の創造に関わり、豊かな人生を切りひらくための学びに向かう力、人間性等の涵養を目指す学びを実現することが期待されます。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」別添7より

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

教育課程の編成における事項（高等学校学習指導要領）

第1章 総則

第2款 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(2) 各教科・科目の履修等

ア [略]

イ 普通科以外の普通教育を主とする学科における各教科・科目等の履修

普通科以外の普通教育を主とする学科における各教科・科目及び総合的な探究の時間の履修については、アのほか次のとおりとする。

(ア) 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、各学科に係る学校教育法施行規則第103条の2各号に掲げる方針を踏まえ、各学科の特色等に応じた目標及び内容を定めた学校設定教科に関する科目を設け、当該科目については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は2単位を下らないこと。

(イ) 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、(ア)の学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間について、全ての生徒に履修させる単位数の計は、6単位を下らないこと。

(ウ) 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、(ア)の学校設定教科に関する科目又は総合的な探究の時間を、原則として各年次にわたり履修させること。その際、学校設定教科に関する科目及び総合的な探究の時間について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導を行うことに特に意を用いること。

総合的な探究の時間

・各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」を踏まえ、新たな学科において着目する社会的課題を踏まえた総合的な探究の時間の目標・内容を設定

・各学科において、目標を実現するにふさわしい探究課題を設定。「学際領域に関する学科」は複合的かつ分野横断的で、地域社会・国家・国際社会という枠組みも超えるようなボーダレスな課題に、「地域社会に関する学科」は地域社会の様々な課題と魅力に着目し、探究の過程を通して資質・能力を育成

・各教科・科目等や社会的課題に対応した学校設定教科・科目の特質に応じた「見方・考え方」を総合・統合しながら、「探究の見方・考え方」として働かせる

新たな学科の教育課題に対応した学校設定教科・科目

・「学際領域に関する学科」では、各高等学校に期待される社会的役割等と「三つの方針」に基づき着目する社会的課題に関連した新たな学問領域における最新の学術的知見等に関する系統的な知識及び技能等に基づき、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させて、当該社会的課題の分析や解決に資する統合的な学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく最先端の学びを実現

・「地域社会に関する学科」では、各高等学校に期待される社会的役割等と「三つの方針」に基づき着目する地域社会の課題や魅力に関する知見を基にして、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能を身に付け、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させて、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく実践的な学びを実現

「三つの方針」に基づくカリキュラム・マネジメントを通じた教育活動の展開

各教科・科目での学び

各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科において考えられる学校設定科目の例

(文部科学省調査研究事業の指定校における事例を参考に作成)

- WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業
- 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

| 科目名 | 内容 |
|-------------|---|
| 社会科学的研究 | 社会科学的な考え方をを用いて現在の経済活動を読み解き、現代社会の特質や課題について認識を深め、社会課題の解決策を提案 |
| クリティカルシンキング | 文脈の中で抽象語を理解し、複数の立場から論じられている文章の読解等を通して、多面的・総合的に考える能力や自分の考えを適切に表現する能力を育成 |
| グローバル探究 | データに基づく論理的思考や調査手法等の研究手法を学ぶとともに、グローバルな社会課題についてSDGsの達成に向けた研究活動を実施 |
| 地域学 | フィールドワーク等を通して、地域の現状・歴史を知り、地域の課題やニーズを把握。収集した情報を整理・活用し、課題を明確化し、行政・地域・福祉施設等との協議を通して、具体的な解決策を提案。こうした学習の課程においてコミュニケーション能力や交渉力を育成 |

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科における教育課程の編成及び実施

- ✓ 新学科における教育課程の編成及び実施に際しては、以下の点に留意すること。
- ① 各学科に共通する各教科・科目の学びを基盤に置きつつ、学校設定教科に関する科目を含めた各教科・科目及び総合的な探究の時間を相互に関連付けながら教育課程全体として当該学科の特色等に応じた教育課程の編成及び実施に取り組むこと。
 - ② 学校設定教科に関する科目において社会的課題等に関連した内容を取り扱う場合に、総合的な探究の時間において当該社会的課題等を踏まえた目標を設定し、その内容として目標を達成するにふさわしい探究課題を設定するなど、当該学校設定教科に関する科目と総合的な探究の時間については、特にその相互の関連性に留意し、系統的、発展的な指導を行うよう配慮すること。
 - ③ 指導要領第1章第2款の3の(3)のロの規定は新学科についても適用され、理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修によって総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、指導要領第1章第2款の3の(2)のイの(イ)及び(ウ)の規定に基づく総合的な探究の時間の履修についても、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって替えることができること。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科における教育課程の編成及び実施

Q. 指導要領第1章第2款の3の(2)のイの(ウ)では、**各年次において学校設定教科に関する科目と総合的な探究の時間の両方を履修する教育課程を編成することを求めているのですか。**

A. 指導要領第1章第2款の3の(2)のイの(ウ)の意味するところは、**原則として入学年次から卒業年次までの各年次にわたって学校設定教科に関する科目と総合的な探究の時間のいずれかが履修されるように教育課程を編成することであり、各年次において学校設定教科に関する科目と総合的な探究の時間の両方を履修させることまでは要しません。**例えば、1年次に学校設定教科に関する科目を2単位、2年次に総合的な探究の時間を2単位、3年次に総合的な探究の時間を2単位履修するといった編成も可能です。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

新たな学科における校内体制

新学科に係る校内体制及び関係機関等との連携協力体制については、**以下の点に留意**すること。なお、これらの点については新学科において特に重要と考えられるものであるが、普通科や専門教育を主とする学科、総合学科においても共通的に重要な点であること。

- ✓ **校長及び管理職等のリーダーシップの下、全ての教職員が協力してカリキュラム・マネジメントに取り組むことが必要**であること。その際、各高等学校に期待される社会的役割等や各高等学校の三つの方針について全ての教職員の間で共通理解を図ることが重要であること。
- ✓ 新学科における学校設定教科に関する科目の指導においては、**当該科目における学習内容と関連性の高い教科の免許状を有する教師を中心にしながら、当該教科・科目の学習内容に関連する専門性を有する外部人材の助力を得て指導することが重要**であること。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

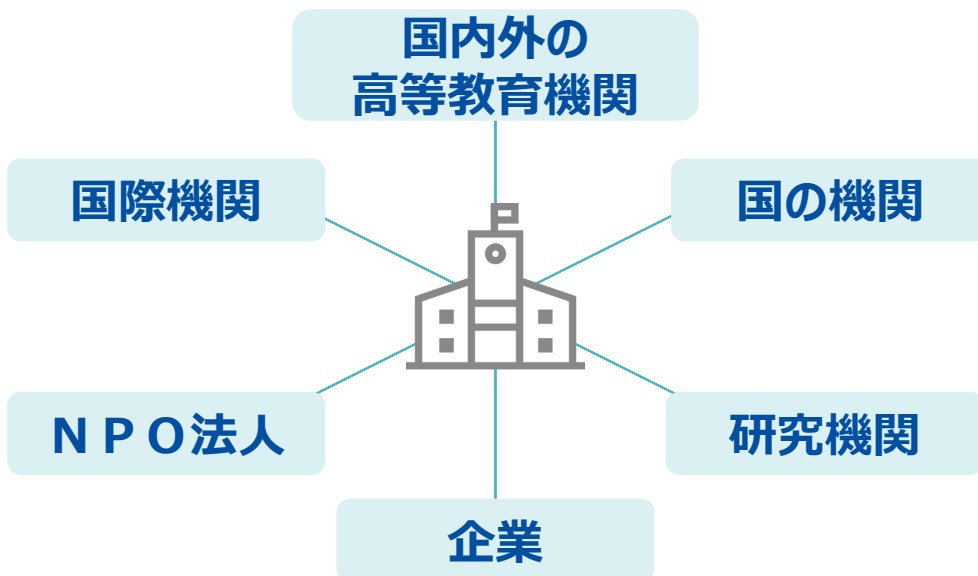
3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科における関係機関との連携・協働

※高等学校設置基準第20条及び第21条

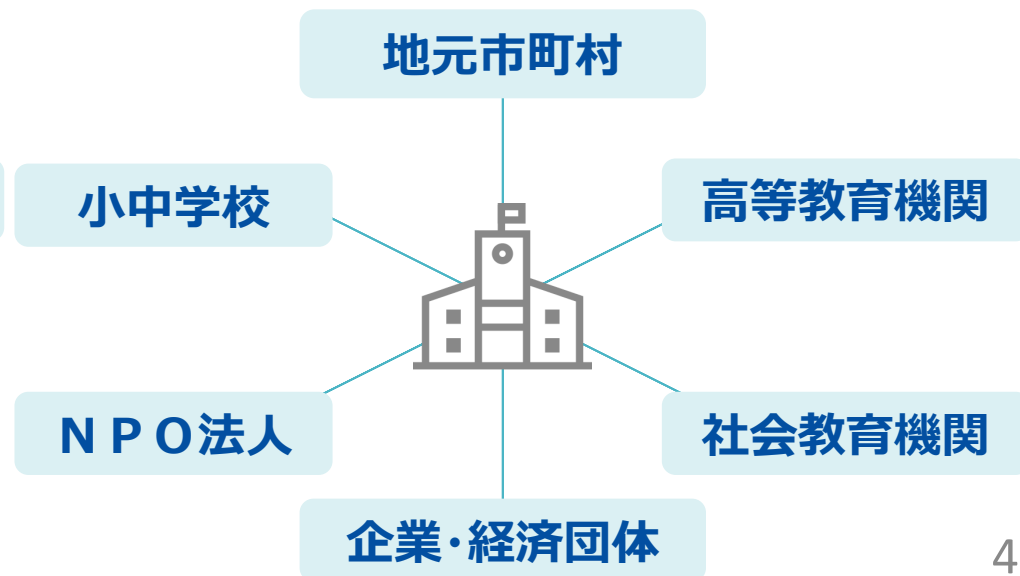
- ✓ 新たな学科においては、教室内の学びに加えて、実際の現場に赴いて諸課題の現状を目の当たりにしたり、最前線で課題解決に取り組む社会人の姿に学んだりすることが非常に重要
- ✓ 各学科の特質に応じた必要な関係機関との連携・協働
- ✓ 関係機関との連携・協働を調整するコーディネーターの配置

学際領域に関する学科



地域社会に関する学科

- 学校運営協議会の設置や、「コンソーシアム」として計画的・持続的に連携・協働する体制の整備



3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科における関係機関等との連携協力体制に関する留意点

新学科に係る校内体制及び関係機関等との連携協力体制については、以下の点に留意すること。なお、これらの点については新学科において特に重要と考えられるものであるが、普通科や専門教育を主とする学科、総合学科においても共通的に重要な点であること。

- ✓ **学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科**においては、**関係機関等との連携協力体制を整備するため**、高等学校の教職員が校務分掌として当該機関等との連絡調整業務を担うことのみならず、**いわゆるコーディネーターを配置し、教職員以外の者が関係機関等との連絡調整を担うことも考えられるが、その場合には、責任体制等を明確にする必要があること。**
- ✓ **地域社会に関する学科**においては、地域社会との連携を進める観点から、**学校運営協議会を設置し、地域社会の参画・協力を得て学校運営を行うことが望まれること。**また、設置基準第21条第2項に規定する連携協力体制については、**学校運営協議会と地域学校協働本部が有機的に連携し、学校設定教科に関する科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施に向けた取組を行っている場合も含まれること。**

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

Q. 地域社会に関する学科において、整備すべき連携協力体制にはどのようなものが考えられますか。

A. **地元の市区町村、高等教育機関、企業・経済団体、社会教育機関、NPO法人等の関係機関がコンソーシアムとして一体的に合意形成を図りながら、計画的・継続的に連携・協働する体制を整備することが考えられます。**その際、必ずしも新たな組織を設ける必要はなく、特に公立高等学校においては、学校運営協議会の設置が努力義務となっていることから、**学校運営協議会と地域学校協働本部の活動を一体的に推進し、関係機関とのコーディネート機能を担っているものをコンソーシアムとして位置付けることも考えられます。**

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科の設置に関するQ & A

- Q. 学際領域に関する学科と地域社会に関する学科の両者の特徴を併せ持つ学科を設置するとき、当該学科においては設置基準第20条と第21条のどちらの要件を満たすことが求められますか。
- A. 学際領域に関する学科と地域社会に関する学科の両者の特徴を併せ持つ学科の設置に当たっては、設置基準第20条及び第21条の要件のいずれをも満たすことが必要です。
- Q. 学際領域に関する学科や地域社会に関する学科以外の普通教育を主とする学科を設置しようとするとき、関係機関等との連携協力体制の整備についてはどのように考えればよいですか。
- A. 設置基準第19条において、学科の別にかかわらず、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならないこととされています。このため、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科以外の普通教育を主とする学科においては、当該学科に係る三つの方針等を踏まえ、当該学科における教育活動を行うために必要な体制を整備する観点から、関係機関等との連携協力体制について検討してください。
- Q. 設置した学科が普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科のどちらに該当するかについて学則等において定める必要はありますか。
- A. 学科の名称は、施行規則第4条第1項第2号の規定により学則記載事項となっていることから、学科の新設又は再編に際しては適切に学則を改めることが必要です。その際には、個々の学科が「普通教育を主とする学科」と「専門教育を主とする学科」のどちらに該当するかについても記載いただくことが必要であると考えています。また、学校外の関係者への分かりやすさの観点から積極的な情報開示に努めることも望めます。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」別添7より

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科の位置付け

- ✓ 全ての高校生が共通して身に付けるべき資質・能力を土台とした上で、文系・理系の類型にとらわれずに、生徒の特性等を踏まえた学習の機会を提供
→他の学科における取組を牽引・先導する存在

●従来の普通科との違い

- ✓ 地域社会や我が国、世界が抱える現代的な諸課題に積極的に関わり、社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための領域横断的な学びに重点が置かれた学び

●総合学科との違い

- ✓ 新たな学科は普通教育に基盤を置くもの
↔総合学科は、普通科と職業学科とを総合する新たな学科として制度化（平成6年）

●普通科におけるコース制との違い

- ✓ 組織編成上の基本的な単位である「学科」に位置付けることで制度的な裏付けを付与
↔コースは、教育課程上の概念

新たな学科の設置時期（施行期日）

- ✓ 各高等学校において適切な時期に新たな学科の検討・設置を行うことができる制度設計を早急に講じるため、令和4年度から新たな学科の設置を設置者の判断により可能化（施行期日は令和4年4月1日）

3. (1) 普通科改革に関する制度改正の概要

新たな学科における組織体制（中央教育審議会での指摘事項）

- ✓ 新たな学科における学びを実現するためには、各高等学校においては、組織的かつ計画的に教育活動に取り組むことがこれまで以上に重要となり、校長をはじめ管理職やミドルリーダーがリーダーシップを発揮しながら、全教職員が協力してカリキュラム・マネジメントに取り組むことが必要。
- ✓ これまでの高等学校教育の振興、特色化・魅力化に向けた取組においては、管理職や教務主任・研究主任、担当教科の教師のみが担当し、その他の教科の教師は必ずしも積極的に取り組んでこなかったというような状況も一部の学校においては見受けられるところであるが、新たな学科においては学年・教科等の枠を超えた横断的・総合的な取組がこれまで以上に必要となり、当該高等学校全体において、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を確保し、効果的に活用していくことが何よりも重要となる。そのため、国及び設置者においては、人的又は物的な資源を充実するために必要な措置を講ずることが求められる。
- ✓ 新たな学科における取組を推進し、他の高等学校にも波及させるため、文部科学省においては、先行事例の収集・周知に取り組むとともに、高等学校間での交流を促進することが求められる。
- ✓ 「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、高等学校から地域に働きかける「高等学校におけるコーディネート機能」と、地域住民との関係を築きながら地域社会と高等学校をつなぐ「地域におけるコーディネート機能」が必要であるため、コーディネート業務を担う者を位置付けることが望まれる。その際、国及び設置者、地元自治体においては、こうしたコーディネート機能の充実に向けた適切な措置を講ずることが求められる。

中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」より

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

3. (2) その他 (学科の名称について)

学科の名称に関する法的位置づけ (再掲)

(学科の名称)

第六条の二 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百三条の二各号に掲げる方針(第十九条において「方針」という。)にふさわしいものとする。

学科の名称に関するQ & A

Q. 学科の名称に関する設置基準第6条の2の規定は専門教育を主とする学科にも適用されますか。

A. 適用されます。専門教育を主とする学科においても、設置基準第6条の2の規定を踏まえて適切な名称を設定してください。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」別添7より

3. (2) その他 (高等学校の各学科の特色化・魅力化)

高等学校の特色化・魅力化に関する留意事項

高等学校に置く各学科における特色化・魅力化に際しては、高校ワーキンググループ審議まとめも参考にしながら、次のような点について留意すること。

- ① 各高等学校においては教育課程の類型としていわゆる文系・理系等の区別を設けている場合があるが、教育課程の編成に当たってはこうした類型に過度にとらわれず、生徒の将来のキャリア形成の観点から必要な教科・科目の履修が可能となるような教育課程の編成に努めること。
- ② 各設置者においては、生徒が進路変更を希望する場合の学校間、課程間又は学科間の異動に伴う転入学等の受入れに関し、柔軟な取組を積極的に進めること。
- ③ 各設置者においては、各都道府県内の小学校及び中学校等の設置者と連携し、各高等学校の特色・魅力を見直し、児童生徒に対して伝えるための取組を行うことが重要であること。
- ④ 職業教育を主とする学科を置く高等学校については、地域産業界や地方公共団体と一体となって最先端の職業人を育成するとともに、その特色化・魅力化に向けた取組を進めること。その際、次のような点に留意すること。
 - (a) 実社会において求められる知識及び技能が変化していることを踏まえ、担当教師の資質能力の向上に向けた取組や多様な知識及び経験を有する外部人材の活用に努めること。
 - (b) 職業教育に必要な施設・設備の充実に当たって、各設置者において計画的に整備を進めることが重要であること。
 - (c) 専攻科制度の活用や高等専門学校への改編も視野に入れつつ、必ずしも3年間に限らない教育課程や、高等教育機関等と連携した一貫した教育課程を編成・実施することも考えられること。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

3. (2) その他

高等学校の特色化・魅力化に関する留意事項

- ⑤ 総合学科を設置する高等学校については、**多様な開設科目から科目選択が可能であること等の特徴を踏まえて、その特色化・魅力化に向けた取組を進めること**。その際、次のような点に留意すること。
- (a) 初年次における原則履修科目である「**産業社会と人間**」の内容と他教科・科目等の内容との**相互の関連性と学習の系統性に留意したカリキュラム・マネジメントを実施すること**。**教育課程全体を系統的に実施する観点から、卒業年次において課題研究を履修させることも考えられること**。
- (b) 多様な科目を開設する観点から、施行規則第88条の3の規定に基づくメディアを利用した授業を実施したり、施行規則第97条の規定に基づく学校間連携の制度を活用したりすることが考えられること。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

3. (2) その他 (高等学校段階における遠隔教育の推進について)

遠隔授業の実施に係る留意事項の改正 (令和3年2月)

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これまでの取組状況を踏まえ、高等学校段階における遠隔教育の一層の推進を図る観点から、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項を改正

(令和3年2月26日文科科学省初等中等教育局長「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について(通知)」)

主な要件・留意事項 (改正前)

● 修得単位数関係

卒業までに必要な単位数(74単位以上)のうち、遠隔教育による修得単位数は36単位まで。

● 対面授業の必要時間数関係

対面により行う授業を、各教科・科目等の特質に応じた相当の時間数行うこと。

(例)

- ・国語総合(4単位)の場合は、4単位時間、
- ・数学Ⅰ(3単位)の場合は、3単位時間、
- ・コミュニケーション英語Ⅰ(3単位)の場合は、12単位時間 等

主な要件・留意事項 (改正後)

● 単位数算定の弾力化

遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととする。

⇒ 卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることが可能となる。

● 対面授業の必要時間数の見直し

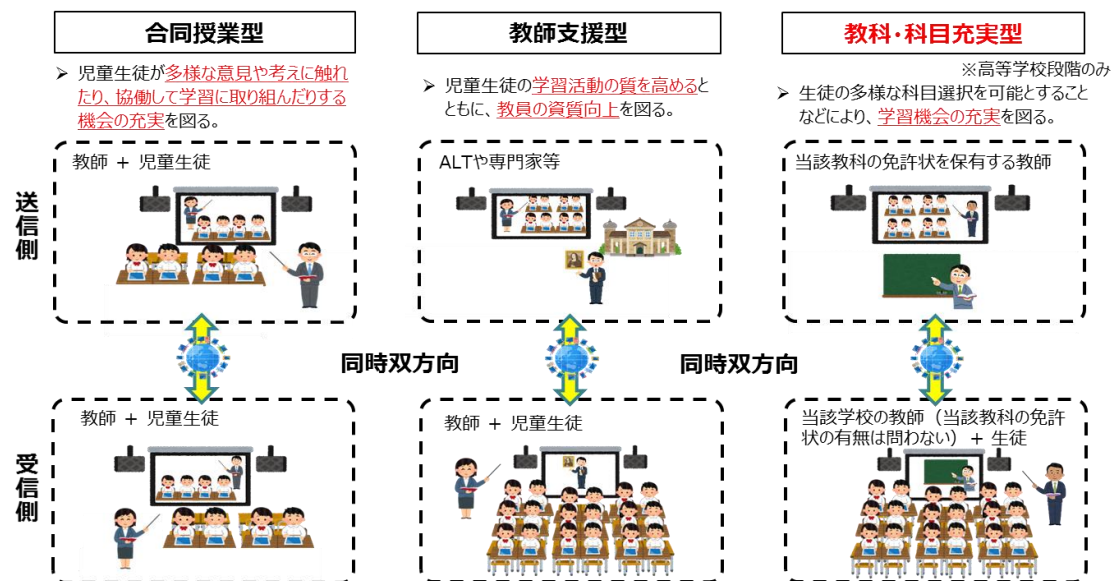
年間2単位時間以上を確保しつつ、各教科・科目等の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能とする。

※1単位科目は年間1単位時間以上でも可

3. (2) その他 (高等学校段階における遠隔教育の推進について)

Q. 今般の通知でいう遠隔授業には、登校せずに自宅で受講するオンライン授業も対象となりますか。

A. 対象となりません。平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしていますが、受信側には原則として教員が配置されている必要があります。これは、学校に通い授業で学ぶ全日制課程等の高等学校において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等を目的としています。



1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

4. (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大

学校教育法施行規則の改正

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得する場合には、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な学習の時間の履修を許可することができる。

※通信制教育規程第12条についても同旨の改正を実施

※本規定の施行期日は、令和3年4月1日(令和4年4月1日以降においては、「総合的な学習の時間」と規定された箇所は「総合的な探究の時間」と改正するよう、調整規定を措置)

【本改正の趣旨】

- ✓ 生徒が在学する高等学校以外の高等学校又は中等教育学校の後期課程において科目の単位を修得した場合に、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる制度については、その対象が科目の単位に限られていたが、総合的な学習の時間の単位をその対象に加えること。(施行規則第97条第1項及び第2項関係)
- ✓ ② 通信教育規程第12条についても、上記①と同旨の改正を行うこと。(通信教育規程第12条第1項、第2項及び第3項関係)

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」より

4. (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大

学校間連携及び定通併修の対象拡大に係る留意点

- (1) 学校間連携を活用する場合は、両校において教育内容をあらかじめ確認し、生徒が在学する高等学校等において定める卒業に必要な単位数のうちに加えるに足る学習内容であるかについて、当該高等学校等において判断する必要があること。
- (2) 学校間連携による授業の履修は、主として生徒が履修を希望する科目等が当該生徒の在学する高等学校等において開設されていない場合に行われることが考えられるが、当該高等学校等において開設されている科目等について、学校間連携によってより専門性の高い授業や特色のある授業を履修することも可能であること。ただし、学校間連携によって各科目等の履修が行われることを前提として教職員の配置等について通常の標準を下回らせることは不適切な対応であること。
- (3) 施行規則第98条は改正省令によって改正されていないことから、同条各号の規定により、大学等における学修等を生徒が在学する高等学校等における総合的な探究の時間（総合的な学習の時間を含む。以下同じ。）の履修とみなし、総合的な探究の学習の単位の修得を認めることができないことは変わらないこと。
- (4) 上記(1)から(3)の学校間連携に関する留意事項は、通信教育規程第12条による単位の取扱いにおいても同様であること。
- (5) 施行規則第97条及び通信教育規程第12条の規定により、高等学校等の全日制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒が、自校又は他校の通信制の課程において開設される科目等を履修することが可能であること。例えば、離島・中山間地域等に所在する高等学校等に在籍する生徒であっても、当該高等学校等に通学して授業を受けながら、一部の科目について通信制の課程の科目等を受講することで、多様な科目を学ぶことなども考えられること。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

4. (2) 少年院における矯正教育の単位認定

学校教育法施行規則の改正

第百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修(当該生徒が入学する前に行つたものを含む。)を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一・二 [略]

三 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の規定による矯正教育で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得したと認められるものに係る学修

※本規定の施行期日は、令和3年4月1日

【本改正の趣旨(中央教育審議会「審議まとめ」より)】

- ✓ 高等学校段階の年齢にある少年の中には、様々な事情によって罪を犯し、少年院に収容される者もいる。こうした少年に対しては、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育や社会復帰支援等が少年院において行われているところであるが、個々の少年の将来の可能性を広げ、出院後の円滑な社会復帰を更に後押しするため、高等学校での学習を希望する少年院在院者に対して、高等学校教育の機会を在院中から提供するとともに、出院後も学びを継続していくための方策が求められている。
- ✓ 少年院における学びを評価し、個々の生徒の学習意欲を高めるとともに、出院後の高等学校卒業に向けた学習上の二重負担を軽減する観点から、少年院における矯正教育について、復学・転入学する高等学校の校長が十分な教育効果を有するものとして認める場合には、当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を付与することを可能とする措置が求められる。

(中央教育審議会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ「審議まとめ」より)

4. (2) 少年院における矯正教育の単位認定

少年院による矯正教育の単位認定に係る留意点

- (1) 少年院における矯正教育を高等学校等において単位認定することについては、「少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会報告書」（令和2年12月7日）を踏まえ、まずは、一部の少年院と通信制の課程を置く高等学校とが連携する中での取組において試行的に活用することが予定されていること。
- (2) 今後、法務省の主導の下で、上記(1)の試行的な取組を踏まえ、少年院矯正教育の指導内容等に関する高等学校関係者向け手引きの策定が予定されているところ、当該手引きが策定された際には、各都道府県教育委員会等に対して改めてその旨を通知する予定であること。
- (3) 少年院在院者に対する修学支援の充実に向けて、少年院と通信制の課程を置く高等学校とが連携する取組を行う中で、少年院内で面接指導等を実施することを目的とする場合には、通信教育規程第3条の規定に基づき、当該通信制の課程を置く高等学校は当該少年院に係る施設を面接指導等実施施設とすることが可能であること。私立の通信制の課程を置く高等学校がその旨を内容とする学則の変更を行う場合においては、所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体は、その認可に当たって可能な限り配慮いただきたいこと。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

4. (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

単位制高等学校教育規程の改正

(情報の公表)

第十条 単位制による課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校が単位制による課程を置くものであることを明示するものとする。

2 単位制による課程のうち全日制の課程又は定時制の課程であるものを置く高等学校の設置者は、当該高等学校の単位制による課程に係る教育課程に関する情報を公表するものとする。

3 第一項の規定による明示及び前項の規定による情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

※本規定の施行期日は、令和4年4月1日

【本改正の趣旨（中央教育審議会の議論より）】

✓ 定時制・通信制課程のほか、全日制課程においても学年による教育課程の区分を設けない単位制課程が認められており、多様な生徒に対して高等学校教育の機会確保のための取組が行われている。一方で、一部の単位制課程を置く高等学校においては、学年による教育課程の区分を設けているかのような取組を行っている事例（※）もあるところであり、生徒が多様な科目を選択履修することを可能にするという制度趣旨を踏まえた特色・魅力ある教育を行うとともに、その内容を入学希望者や在学生、その保護者、地域社会等と広く共有するため、積極的に情報公開を進める必要がある。

(※) 学年制を採用しているかのような教育課程表を作成・運用している学校や、学年の枠を超えた選択科目が設定されていない学校、生徒による科目選択の幅が極端に狭く限られた範囲でしか選択履修が許容されていない学校などが見受けられる。

(中央教育審議会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ「審議まとめ」より)

4. (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

単位制課程における教育課程の情報の公表に係る留意点

- (1) 単位制の課程は、学年による区分を設けない教育課程に従って生徒が履修科目を選択し単位を修得することを可能にすること等を目的として制度化されたものであり、この趣旨目的を踏まえ、単位制の課程を置く高等学校等においては、入学年次にかかわらず多様な開設科目から生徒が選択履修することを可能とするなど、制度趣旨に照らした教育課程の編成及び実施並びに教員配置が求められること。
- (2) 単位制規程第10条第2項及び第3項の規定に基づき公表する教育課程に関する情報としては教育課程表が想定され、入学年次にかかわらず履修可能な科目や、生徒による選択が可能な科目が分かるようにすることが求められること。その際、入学年次にかかわらず履修できる科目数が限定的である教育課程を編成している高等学校等については、施行規則第103条第1項の規定の趣旨に鑑み、見直しが求められること。
- (3) 単位制による課程については、多様な科目を開設し、選択幅の広い教育課程を編成するとともに、生徒の主体的、自律的な科目選択が可能となるようガイダンスの機能の充実を図ることが必要であること。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

Q. 単位制規程第10条第2項及び第3項において、通信制の課程については教育課程に関する情報の公表が義務付けられていませんが、これはなぜですか。

A. 通信制の課程については、通信教育規程第14条において教育活動等の状況についての情報を公表するものとされており、法令間での規定の重複を避けるために単位制規程第10条の対象から通信制の課程を除外したものです。このため、単位制による通信制の課程においても情報公表の必要性が異なるものではありません。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」別添7より

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- **高等学校通信制課程は、**勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして、**勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例 （※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5）

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

| 各教科・科目等 | 添削指導 (回) | 面接指導 (単位時間) |
|------------------------|------------------|------------------|
| 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 | 3 | 1 |
| 理科に属する科目 | 3 | 4 |
| 保健体育に属する科目のうち「体育」 | 1 | 5 |
| 保健体育に属する科目のうち「保健」 | 3 | 1 |
| 芸術及び外国語に属する科目 | 3 | 4 |
| 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 | 各教科・科目の必要に応じて2～3 | 各教科・科目の必要に応じて2～8 |

（※）学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

（※）特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

通信制課程における不適切な学校運営や教育活動の例

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、ガイドラインの策定及び周知、広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）の実施等を行い、これまでも高等学校通信教育の質の確保・向上を図るための取組を進めてきたところである。
- しかしながら、近年においても未だに様々な課題が明らかとなっており、例えば点検調査では以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

○教育課程の編成・実施に関する主な事例

- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施する事例
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事例、特別活動を年間指導計画に位置付けていない事例
- ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントする事例、試験を1科目20分で行う事例
- ・ 試験前にまとめて添削指導が実施されている事例、面接指導を全く受けていない状態で期末試験を受けさせていたりする事例
- ・ 野外活動と称して自然散策により「生物基礎」や「化学基礎」等の面接指導を受けたこととする事例
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果物に対する学習評価がなされていない事例
- ・ 4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目が始まり、21時30分に13限目が終わるといふ、1日に50分の面接指導を13コマも実施することとしている事例
- ・ 6月に4泊5日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終わっていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例

○広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する主な事例

- ・ サテライト施設に所属する生徒の教育活動をサテライト施設任せとしている事例
- ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例
- ・ サテライト施設において、実験・実習や体育の面接指導を行うための施設・設備が不十分である事例

○学校評価に関する主な事例

- ・ 法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例

5. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

面接指導の意義及び役割

- ① 面接指導とは、高等学校通信教育の基幹的な部分であり、直接教師の指導を受けるとともに、集団の中で協働的な学びを実現する場を提供するもので、生徒の人間形成の面において極めて重要な意義をもつ指導方法であること。
- ② 面接指導の実施に当たっては、全日制課程及び定時制課程の「授業」とは異なるものであり、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであること。すなわち、個別指導の原則を踏まえて、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とするものであること。
- ③ これからの時代に求められる資質・能力をバランスよく育むためには、対面により行う面接指導は高等学校通信教育に欠かすことのできない基幹的な存在であり、その意義はこれからの時代により一層高まっていくものであること。さらには、高等学校通信制課程に在籍する生徒は、勤労青年のみならず、職場等での社会的経験を有していない中学校卒業後の段階の生徒も多く、生徒の年齢層の若年化が進行しているとともに、個々の生徒の抱える課題も様々なものとなっていることを踏まえれば、高等学校学習指導要領に定める面接指導の時間数・回数を単に満たすことにとどまらず、個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮することが、今日的にはより一層求められるものであること。

※通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（第4回）資料2より抜粋

- ✓ 面接指導の意義及び役割が的確に発揮されるよう、添削指導や試験との相互の関係も踏まえながら、各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要
- ✓ 各高等学校において学校や生徒の実態等を踏まえながら、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できる人数を適切に設定することが必要

5. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

①通信教育実施計画の作成（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育実施計画の作成等）

第四条の三 実施校の校長は、通信教育の実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した計画（第十四条第一項第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

- 一 通信教育を実施する科目等（学校教育法施行規則別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の名称及び目標に関すること。
- 二 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。
- 三 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たつての基準に関すること。

【本改正の趣旨（通信制高等学校調査研究協力者会議「審議まとめ」より）】

- ✓ 高等学校通信教育の特性や今後社会的・職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等を踏まえながら、個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、個に応じたきめ細かな指導の徹底を図るとともに、添削指導・面接指導・試験・多様なメディアを利用した指導等とを相互に関連付けて、それぞれの意義及び役割が的確に発揮されるよう計画的かつ体系的に実施することが求められるものである。
- ✓ こうした趣旨に則って、その教育課程の編成・実施の適正化を図る観点から、高等学校通信教育の特性等に鑑みて、添削指導及び面接指導の年間計画やそれらの実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法やその報告課題の作成方法等の基本的な実施計画、試験の日程、学習成果の評価方法や評価基準等を記載した体系的な計画として、「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示することが適当である。

5. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

通信教育実施計画に関する留意点

- ① 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項がそれぞれ容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、通信教育規程第4条の3第2号に掲げる「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」としては、通信教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、添削指導、面接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上で、その実施回数等に応じながら、取り扱う單元などの具体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載するなど、容易に理解できるよう工夫して記載するものとすること。
- ② 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第3条の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項に関する当該通信教育連携協力施設ごとの連携協力に係る活動の状況について、容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、実施校と通信教育連携協力施設とで面接指導等の実施日が異なる場合には、当該通信教育連携協力施設で面接指導等を受けることを予定する生徒に対して、当該通信教育連携協力施設において実施される面接指導等の一年間の計画等が容易に理解できるよう記載し、明示するものとする。
- ③ 通信教育実施計画の作成に当たっては、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校として実施する高等学校通信教育と、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる「通学コース」。）とは明確に区別されるものであり、渾然一体となって記載されることがないようにすること。
- ④ 通信教育実施計画については、通信教育規程第4条の3の規定に基づき、生徒に対して、あらかじめ明示するものとするとともに、通信教育規程第14条第1項第6号及び同条第2項の規定に基づき、広く一般に公開するものとすること。例えば、刊行物の掲載、学校ホームページを活用したインターネットの利用等の方法が考えられること。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より）

5. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

通信教育実施計画に関する留意点

Q. 通信教育規程第4条の3の規定により通信教育実施計画を作成するに当たっては、何らかの統一的な様式・フォーマットに従う必要はありますか。

A. 統一的な様式・フォーマットは特段ございませんが、例えば、通信教育規程第4条の3第1項第2号に掲げる「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」としては、通信教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、**添削指導、面接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分するものとし、その方法及び回数に応じながら、取り扱う單元などの具体的な実施内容とともに、添削課題の提出日、面接指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載するものとする**など、通信教育規程第4条の3第1項各号に掲げる事項がそれぞれ容易に理解できるよう作成ください。

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」別添7より

5. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

②面接指導を受ける生徒数（高等学校通信教育規程の改正）

（面接指導を受ける生徒数）

第四条の二 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、四十人を超えてはならない。

※当分の間、同時に面接指導を受ける生徒数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができること。

面接指導を受ける生徒数に関する留意点

- ✓ 面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とすること。具体的には、各学校や生徒の実態等を踏まえ、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できるよう、各教科・科目等の特質に応じて適切に設定するべきものであり、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より）

Q. 予定を上回る人数の履修希望があり、やむを得ずに、同時に面接指導を受ける生徒数が40人を超えてしまう場合には、通信教育規程第4条の2の規定との関係をどのように考えればよいですか。

A. 通信教育規程第4条の2において、同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40人を超えてはならないこととされています。特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がないことが確保されれば、そのことのみをもって直ちに法令違反であるものとはされないものの、その改善を図っていくべきものと考えられます。

（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」別添7より）

5. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

③試験について（高等学校学習指導要領の改正）

第1章 総則

第2款 教育課程の編成

5 通信制の課程における教育課程の特例

(6) 試験は、各学校において、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、各教科・科目の履修につき適切な回数を確保した上で、添削指導及び面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならない。

「試験」に関する留意点

- ✓ 試験は、添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段として重要な役割を担うものであり、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めることとすること。例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリング（合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導をいう。）において試験を実施することなどは適切ではないこと。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

※「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より

5. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

④メディアを利用した行う学習による面接指導等時間数の代替（高等学校学習指導要領の改正）

第1章 総則

第2款 教育課程の編成

5 通信制の課程における教育課程の特例

(1)～(4) [略]

(5) … [略]

なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、添削指導及び面接指導との関連を図り、第3款の2に示す事項に配慮しながら、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならない。

メディアを利用した行う学習による面接指導等時間数の代替に関する留意事項

- ✓ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れ、面接指導等の時間数の一部を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるようその報告課題等の作成を求めるなどすること。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より）

5. (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

面接指導に関する「ガイドライン」における改正事項

- ✓ 面接指導は、指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要であること。とりわけ特別活動や総合的な探究の時間は、不適切な運用も多く見受けられることから、指導要領に規定される目標及び内容に改めて留意した上で、適切に実施するものとする。
- ✓ 合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導（いわゆる集中スクーリング）の実施を計画する場合には、生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設置したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教職員の健康面には十分に配慮すること。

（「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインより」）

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

- 現行制度下では、通信制高等学校が展開するサテライト施設については、法令上の位置付けはなく、所轄庁である都道府県の設置認可基準等により一定の教育水準を確保することが求められるが、そのサテライト施設に求められる教育環境の水準は、所轄する都道府県により差異があるのが現状。
- サテライト施設の中には、通信教育における基幹的な部分である面接指導等を実施するものもあるとともに、生徒はその在籍する通信教育について、実施校で受けずとも面接指導等実施施設において完結させることも可能であること等を踏まえれば、そうした面接指導等を十分に行うために相応しい適切な教育環境は共通に整備されるべきもの。
- さらには、面接指導等を実施する施設とは異なり、通信制高等学校と提携して、添削課題や教材等の生徒への受け渡し、添削課題のサポート等の学習支援活動等を行う施設も存在



➤ サテライト施設の把握・管理に係る実施校の責任の明確化等

- サテライト施設における教育活動等の適正な実施に関し、実施校の責任下にあることを改めて明確化。
 - ・ 実地調査や連絡会議等により、実施校が主体となって適切に把握・管理。
 - ・ 各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況について実施校の責任下で情報を開示。
- サテライト施設について、面接指導等を十分に行うために相応しい最低限の教育環境を共通に確保するため、その実情に応じながら、実施校と同等の教育環境が備えられることとなるよう、共通の基準を明確化。

(※) 中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」審議まとめ及び「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」の検討状況をもとに作成。

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

① サテライト教育施設の法的位置付けの明確化（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育連携協力施設）

第三条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、通信教育連携協力施設（当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。

- 一 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）
- 二 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であつて、面接指導等実施施設以外のもの（第十条の二第二項において「学習等支援施設」という。）

サテライト教育施設全般を「通信教育連携協力施設」と新たに定義し、面接指導又は試験等を実施する「面接指導等実施施設」と、面接指導や添削指導のサポート等を実施する「学習等支援施設」を位置付け

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

②通信教育連携協力施設の設置及び定員（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育連携協力施設）

第三条（略）

- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第五十五条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。

（通信制の課程の規模）

第四条 [略]

- 2 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

面接指導等実施施設の設置に関する留意点

- ✓ 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができること。具体的に、「特別の事情」がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。また、面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務を行う場合には、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員に実施させることなく、実施校の身分を有する教職員が責任を持って行うこととすること。

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

③通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備）

第十条の二 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。

※「前六条に定める基準」…第5条(教諭の数等)、第6条(事務職員の数)、第7条(施設及び設備の一般的基準)、第8条(校舎の面積)、第9条(校舎に備えるべき施設)、第10条(校具及び教具)

通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備に関する留意点

- ✓ 面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目等に応じて、例えば、保健体育等での実技、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施することができるよう、実施校と同様に、面接指導等の実施に必要な実験・実習等のための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等を確保することとする。
- ✓ 通信教育連携協力施設の教育環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室の整備や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとすること。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

(「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」第2 留意事項より)

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

③通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備の確認（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備）

第十条の二 [略]

2 [略]

3 実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。
この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。

通信教育連携協力施設に関する確認に係る留意点①

- ✓ 通信教育規程第10条の2第3項に定める「通信教育連携協力施設を設ける場合」とは、新たな通信教育連携協力施設の設置と設置後の維持運営を併せ持つ意味であることから、通信教育連携協力施設が同条第1項及び第2項に定める基準に適合することについて、通信教育連携協力施設を新たに設ける場合に確認を行うとともに、設けた後も当該基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行うべきであること。また、通信教育連携協力施設を設けた後に、通信教育規程第4条第2項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員を変更しようとする場合においても、同様に確認を行うこととすること。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より）

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

通信教育連携協力施設に関する確認に係る留意点②

- ✓ 私立の実施校の設置者にあつては、通信教育規程第10条の2第3項に規定する確認を行うに当たって、同条第1項及び第2項の規定を踏まえて**所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることを確認**するものとする。また、その具体的な確認内容及び確認結果については、**所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体からの求めに応じてすみやかに提出することができるよう、適切に保存及び管理**すること。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

(「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」第2 留意事項より)

通信教育連携協力施設に関する留意点③ (所轄庁が定める基準との関係)

Q. 私立の通信制の課程を置く高等学校について、通信教育連携協力施設に相当する既存施設の施設及び設備等を現に使用している場合において、今般の改正に伴い、**所轄庁である都道府県が新たに定める通信教育連携協力施設の施設及び設備等の基準を満たさないものとなったとき**は、それとの関係をどのように考えればよいですか。

A. **所轄庁である都道府県において適切に判断されるべきもの**であります。現に使用している既存施設の施設及び設備等が、今般の改正に伴い、所轄庁である都道府県が新たに定める通信教育連携協力施設の施設及び設備等の基準を満たさないものとなる場合には、**実施校の設置者は、所轄庁である都道府県の設置認可基準に則って、必要な改善策を講ずることが求められるもの**と考えられます。一方で、その施設及び設備等が現に使用されている場合には、仮にその施設及び設備等の使用を取りやめた際に影響を与え得る生徒の不利益等の事情を考慮すれば、**所轄庁である都道府県においては、そうした事情に応じて、例えば現に在籍している生徒が卒業するまでの間は引き続き使用を認めるなど、一定の配慮が行われるべきもの**と考えられます。

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

通信教育連携協力施設に関する留意点④（所在地の都道府県が定める基準との関係）

- Q. 私立の通信制の課程を置く高等学校について、通信教育連携協力施設に相当する既存施設の施設及び設備等を現に使用している場合において、今般の改正に伴い、**当該施設の所在地の都道府県が新たに定める通信教育連携協力施設の施設及び設備等の基準を満たさないものとなったときは**、どのように考えればよいですか。
- A. **所轄庁である都道府県において適切に判断されるべきもの**であります。現に使用している既存施設の施設及び設備等が、今般の改正に伴い、所轄庁である都道府県が新たに定める通信教育連携協力施設の施設及び設備等の基準、又は当該施設の所在地の都道府県が新たに定める通信教育連携協力施設の施設及び設備等の基準を満たさないものとなる場合には、**実施校の設置者は、これらの設置認可基準に則って、必要な改善策を講ずることが求められるもの**と考えられます。一方で、その施設及び設備等が現に使用されている場合には、仮にその施設及び設備等の使用を取りやめた際に影響を与え得る生徒の不利益等の事情を考慮すれば、**所轄庁である都道府県においては、そうした事情に応じて、例えば現に在籍している生徒が卒業するまでの間は引き続き使用を認めるなど、一定の配慮が行われるべきもの**と考えられます

（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」別添7より）

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

④ 他の学校等の施設・設備の使用（高等学校通信教育規程の改正）

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十一条 通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに第九条第四項に規定する場合のほか、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を一時的に使用することができる。

⑤ 学則記載事項について（学校教育法施行規則の改正）

第四条 [略]

[②] 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 [略]

二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事

5. (2) サテライト教育施設の教育水準の確保

⑥ 学則の変更について（学校教育法施行規則の改正）

第五条 [略]

[②] [略]

[③] 高等学校の広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）の通信教育連携協力施設ごとの定員（高等学校通信教育規程第四条第二項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員をいう。）又は私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の定員又は収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第十六条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十四条の二第四号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項第一号（修業年限に関する事項に限る。）及び第五号並びに同条第二項各号に掲げる事項とする。

[②] [略]

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

5. (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応

- 高等学校通信制課程では、多様な生徒一人一人にきめ細かく対応することが一層求められており、学習支援や教育相談を含めた指導体制の一層の充実が期待されている。
- 1科目も履修していない、いわゆる「非活動生徒」について、令和2年5月1日現在では、その数は26,970人（全体の13.0%）にも上っている。こうした非活動生徒に対しては、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮が必要となる場面もあるものと考えられるが、生徒の状況が把握できないままにただ待つことが正当化されるものではなく、当該生徒を受け入れた学校として、個々の生徒の抱える困難や課題等に応じたきめ細かな指導・支援等に向けて努めることが必要である。



「ガイドライン」における改正事項

- ✓ 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、きめ細かな支援の充実に努めることが重要であるところ、例えば養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなどの対応が考えられることを明確化したこと。
- ✓ 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めることが重要であるところ、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなどの対応が考えられることを明確化したこと。

（「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインより」）

1.

高等学校改革の全体像

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表
- (3) 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

3.

普通科改革等に関する制度改正の概要

- (1) 普通科改革の概要
- (2) その他

4.

多様な学習ニーズへの対応等を図るための制度改正の概要

- (1) 学校間連携及び定通併修の対象拡大
- (2) 少年院における矯正教育の単位認定
- (3) 単位制課程における教育課程の情報の公表

5.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

5. (4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 学校の教育活動その他の学校運営の状況に関して、説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を果たしていくことが必要。
- 一方で、通信制課程の教育活動等の状況は、地理的・時間的制約を受けることなく行い得るとい通信教育の特性のために、外形上の活動実態が明らかではなく、保護者や地域住民等からの理解が深まりづらい。
- 広域通信制高等学校において、所轄の都道府県の区域を超えて、全国に多数のサテライト施設が展開される場合に、行政指導に必要な箇所の発見が実質的に困難



- ✓ 各学校における主体的な学校運営改善を図る観点から、関係法令やガイドライン等を踏まえた学校評価への取組が確実に行われるよう、各設置者・所轄庁が各学校に対して適切に指導助言等を行うよう、求めていくことが必要
- ✓ 公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図るため、高等学校通信教育の特性も踏まえ、実施校の責任の下で、面接指導等実施施設ごとに、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況について、情報の公開を各通信制高等学校に義務付け

(※) 中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」審議まとめ及び「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」の検討状況をもとに作成。

5. (4) 主体的な学校運営改善の徹底

① 学校評価について（高等学校通信教育規程の改正）

（通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価）

第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

学校評価に関する留意事項

- ✓ 通信教育規程第13条に定める通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価を行うに当たっては、実施校と同様に、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月22日、文部科学省作成）等を踏まえるとともに、実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行うことを基本とすること。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第2 留意事項より）

5. (4) 主体的な学校運営改善の徹底

②情報公表について（高等学校通信教育規程の改正）

（情報の公表）

第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。

二 通信教育を行う区域に関すること。

三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。

四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。

五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。

六 通信教育実施計画に関すること。

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。

八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。

九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

5. (4) 主体的な学校運営改善の徹底

情報公表に関する留意事項及びQ&A

- ✓ 通信教育規程第14条に定める情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表するものとすること。

※以上の点については、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」にも新たに規定

(「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」第2 留意事項より)

Q. 通信教育規程第14条第1項各号に掲げる事項に関する情報については、学校ホームページ上のどこかにその情報が公表されている状態となっていれば、それをもって情報を公表しているものと考えてもよいですか。

A. 通信教育規程第14条に定める情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表することが求められます。

(「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」第7より)

Q. 情報公表の対象として、いわゆる「通学コース」と呼ばれるものの情報についても公表する必要がありますか。

A. 通信教育規程第14条に定める情報の公表にあたっては、高等学校通信教育として実施される教育活動に関する情報と正規の教育課程ではない独自の教育活動(いわゆる通学コース等)に関する情報を明確に区別する必要があります。特に、生徒や保護者に対して、独自の教育活動が学校教育の一部として誤解を招くことがないように、両者の活動が渾然一体となることがないように形で情報を公表することが求められます。

5. (5) 施行期日及び経過措置

通信制課程の関係規定の改正に係る施行期日、経過措置について

- ✓ 関係規定の改正は、令和4年4月1日から施行すること
- ✓ 通信制の課程を置く高等学校において同時に面接指導を受ける生徒数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができること。
- ✓ 改正省令の施行の際現に存する通信制の課程を置く高等学校の学則については、改正省令の施行の日以後最初に学校教育法施行規則第5条第1項の学則変更についての認可申請がなされる日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができること。

経過措置に関する留意点

Q. 広域の通信制の課程を置く高等学校の学則について、今般の改正に伴い、形式的な変更や軽微な変更を行う場合であっても、改正省令の施行日（令和4年4月1日）までに所轄庁の認可を受ける必要がありますか。

A. 所轄庁である都道府県において適切に判断されるべきものでありますが、実質的な内容の変更を伴わない場合には、必ずしも改正省令の施行日（令和4年4月1日）までに所轄庁の認可を受けていただく必要はないと考えています。一方で、仮に形式的な変更や軽微な変更を行う場合であっても、広域の通信制の課程に係る学則の変更については、学校教育法第4条第1項の認可を受けなければならないものとなるため、実質的な内容の変更を伴う当該学則の変更を行う際に、併せて変更いただきますようお願いいたします。

（「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」第7より）